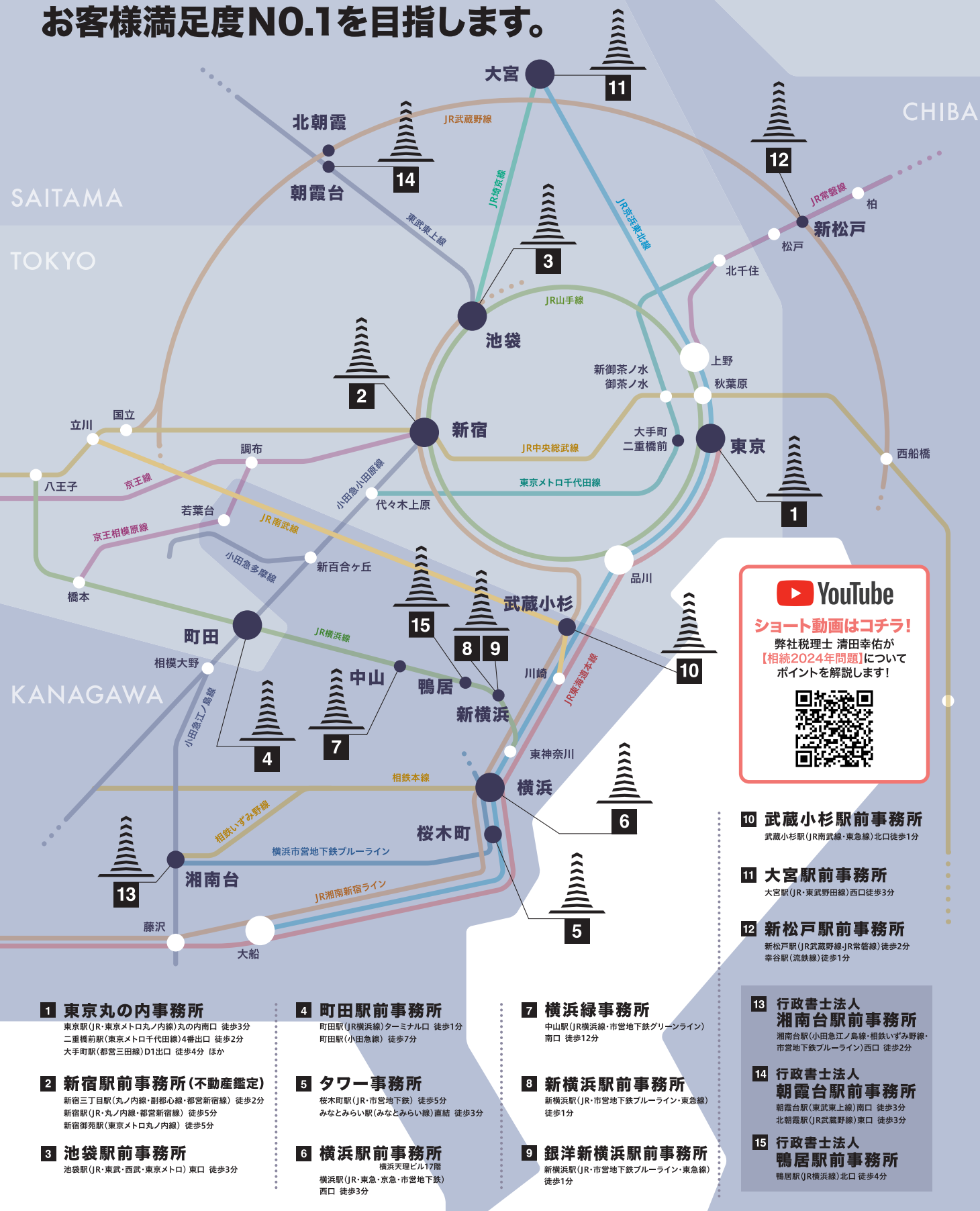


ランドマーク税理士法人は税金と資産運用のプロとして
お客様満足度NO.1を目指します。



YouTube
ショート動画はコチラ!
弊社税理士 清田幸佑が
【相続2024年問題】について
ポイントを解説します!

- 1 東京丸の内事務所**
東京駅(JR・東京メトロ丸の内線)丸の内南口 徒歩3分
二重橋前駅(東京メトロ千代田線)4番出口 徒歩2分
大手町駅(都営三田線)D1出口 徒歩4分 ほか
- 2 新宿駅前事務所(不動産鑑定)**
新宿三丁目駅(丸の内線・副都心線・都営新宿線) 徒歩2分
新宿駅(JR・丸の内線・都営新宿線) 徒歩5分
新宿御苑駅(東京メトロ丸の内線) 徒歩5分
- 3 池袋駅前事務所**
池袋駅(JR・東武・西武・東京メトロ) 東口 徒歩3分
- 4 町田駅前事務所**
町田駅(JR横浜線)ターミナル口 徒歩1分
町田駅(小田急線) 徒歩7分
- 5 タワー事務所**
桜木町駅(JR・市営地下鉄) 徒歩5分
みなとみらい駅(みなとみらい線)直結 徒歩3分
- 6 横浜駅前事務所**
横浜天理ビル17階
横浜駅(JR・東急・京急・市営地下鉄) 西口 徒歩3分
- 7 横浜緑事務所**
中山駅(JR横浜線・市営地下鉄グリーンライン) 南口 徒歩12分
- 8 新横浜駅前事務所**
新横浜駅(JR・市営地下鉄ブルーライン・東急線) 徒歩1分
- 9 銀洋新横浜駅前事務所**
新横浜駅(JR・市営地下鉄ブルーライン・東急線) 徒歩1分
- 10 武蔵小杉駅前事務所**
武蔵小杉駅(JR南武線・東急線)北口徒歩1分
- 11 大宮駅前事務所**
大宮駅(JR・東武野田線)西口徒歩3分
- 12 新松戸駅前事務所**
新松戸駅(JR武蔵野線JR常磐線)徒歩2分
幸谷駅(流鉄線)徒歩1分
- 13 行政書士法人 湘南台駅前事務所**
湘南台駅(小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・市営地下鉄ブルーライン)西口 徒歩2分
- 14 行政書士法人 朝霞台駅前事務所**
朝霞台駅(東武東上線)南口 徒歩3分
北朝霞駅(JR武蔵野線)東口 徒歩3分
- 15 行政書士法人 鴨居駅前事務所**
鴨居駅(JR横浜線)北口 徒歩4分

ランドマーク税理士法人グループ

- ランドマーク税理士法人 ● ランドマーク行政書士法人
- 株式会社ランドマーク不動産鑑定 ● 株式会社ランドマークコンサルティング
- 株式会社ランドマークエデュケーション ● 一般社団法人相続マイスター協会

平日 9:00~18:00
土曜日 9:00~18:00
日・祝 10:00~17:00
※ご相談は土日でも対応

<https://www.landmark-tax.com> ランドマーク税理士法人 検索

0120-48-7271

丸の内相続プラザ 丸の内相続大学校

企画発行：ランドマーク税理士法人

地主・経営者のための情報マガジン

あぐりタイムズ
AgriTimes
2024 July **7**
vol.228

令和6年6月より所得税と住民税の定額減税が開始されます!

相続で遺産分割が長引いた場合の問題点 ~10年経過後の遺産分割ルールの改正を確認しましょう~

営業職に役立つ!
ゴルフの心髄



撮影者：小樽(北海道)

AgriTimes 7 あぐりタイムズ / 2024 vol.228
令和6年6月より所得税と住民税の定額減税が開始されます!

令和6年6月より所得税と住民税の定額減税が開始されます!

今回は安武が
お伝えします!

令和6年度税制改正において、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担軽減を図るために、令和6年6月から納税額から一定額を一律に控除する『定額減税』が開始されることになりました。要件に該当すると所得税と住民税から1人当たり合計4万円が減税されることとなります。定額減税の概要や対象となる人、減税方法について確認していきましょう。



1 定額減税の概要

減税対象者の所得税額及び住民税の所得割額から本人分と、同一生計配偶者(住民税では控除対象配偶者)と扶養親族分の合計額が控除されます。給与所得者は6月以降の給与の源泉徴収税額から控除を実施し、6月に控除しきれなかった場合は7月以降の税額から順次控除をします。

【1】対象となる人

この定額減税の適用を受けることができるのは令和6年分の所得税の納税者である居住者^{※1}で、令和6年分の所得税の合計所得金額が**1,805万円以下**(給与収入のみであれば**2,000万円以下**)の人です。見込みの合計所得金額が1,805万円を超えそうな場合にも実施し、年末調整、確定申告時に調整することになります。

※1:居住者とは国内に住所を有するか、現在まで引き続き1年以上居所を有する個人のこと。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象になりません。

	所得税	住民税
対象者	令和6年分所得税の納税者である居住者で、合計所得金額が 1,805万円以下 の人 ※給与収入のみ場合は 2,000万円以下 ※配偶者や扶養親族は合計所得金額が 48万円以下 の人	令和6年度分住民税の所得割の納税義務者で、 令和5年 の合計所得金額が 1,805万円以下 の人 ※給与収入のみ場合は 2,000万円以下 ※配偶者や扶養親族は前年の合計所得金額が 48万円以下 の人
控除額	本人: 3万円 同一生計配偶者: 3万円 扶養親族: 1人につき3万円 ※居住者に限る	本人: 1万円 扶養対象配偶者: 1万円 扶養親族: 1人につき1万円 ※納税義務者に限る ※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者は令和7年度分の所得割の額から 1万円控除 (国外居住者を除く)

同一生計配偶者と控除対象配偶者の違い

同一生計配偶者は居住者である所得者本人と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の方です。ここでいう生計を一にする配偶者は青色専従者等を除きます。配偶者控除の適用対象となる控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下である方です。

扶養親族と控除対象扶養親族の違い

扶養親族とは所得者本人の親族(配偶者を除く)、里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が48万円以下の方です。ここでいう生計を一にするものは青色専従者等を除きます。

16歳未満の扶養親族は控除対象扶養親族に該当しません。

2 減税方法

そもそも給与やボーナスなどの賞与は社会保険料や税金が差し引かれた金額が支給されています。今回の定額減税では所得税や住民税の税金の控除額が減少する為、手取り額が増えます。所得税と住民税は減税方法と減税時期が異なりますので注意が必要です。

【1】所得税

所得税は給与所得者に対して令和6年6月1日以後の最初の給与等の源泉徴収税額から控除、事業所得者等の場合は所得税に係る第1期分予定納税額から控除します。

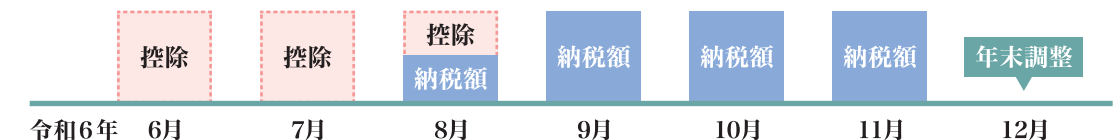
①給与所得者

令和6年6月から控除が開始され、減税額を控除しきるまで令和6年中の給与等の源泉徴収税額から順次控除されます。控除しきれない場合は年末調整で控除され、それでも控除しきれない場合には給付措置が行われる見込みです。

例)3人家族で夫が妻と子1名を扶養する場合

①妻の合計所得金額が48万円以下の場合 → 減税対象は3人
定額減税の額:所得税 3万円 × 3人 = 9万円

所得税を月4万円支払っていたとすると、
6月は 9万円 - 4万円 = 5万円となるので全額控除、
7月以降も順次控除するため 5万円 - 4万円 = 1万円となるので全額控除されます。
8月は控除できる金額が1万円となるため、4万円 - 1万円 = 3万円
3万円は支払う必要があります。8月で控除しきったため、9月以降は今まで通り4万円支払うこととなります。



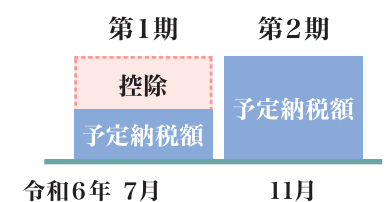
※もし所得税を月1万円支払っていた場合、12月までに控除しきれないため、控除しきれなかった分を年末調整で所得税額を限度として控除します。

②事業所得者等

第1期分予定納税額から控除されます。控除しきれない場合は第2期分予定納税額から控除し、第2期分予定納税額からも控除しきれない場合には確定申告で精算します。

同一生計配偶者等の控除は確定申告で行いますが、予定納税の減額申請を行うことで第1期分予定納税額から控除することも出来ます。

※予定納税がない場合はすべて確定申告で調整します。



【2】住民税

住民税は給与所得者に対して令和6年6月分の特別徴収をせず、年間の住民税額から減税額を差し引き11カ月で割った額を7月から翌年5月まで毎月特別徴収します。事業所得者等は住民税の第1期分の納税額から控除します。

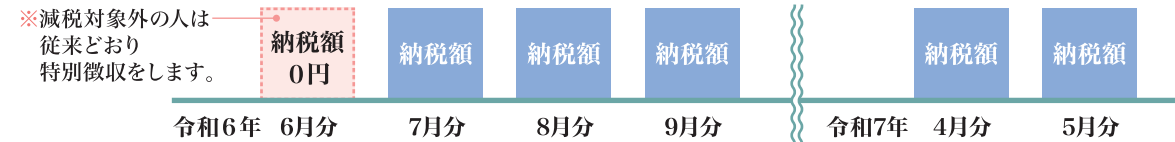
①給与所得者

令和6年6月分の住民税の特別徴収は行いません。年間の住民税の額から減税額を引いた額を11カ月で割った額が通知され、令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月間で毎月特別徴収します。所得割から控除され、控除しきれない場合は給付措置が行われる見込みです。

例) 3人家族で夫が妻と子1名を扶養する場合

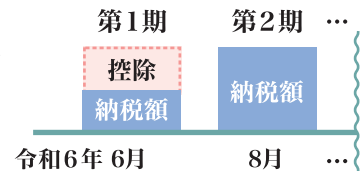
①妻の合計所得金額が48万円以下の場合 → 減税対象は3人
定額減税の額: 住民税 1万円 × 3人 = 3万円

まず、6月分の住民税の特別徴収は行いません。(減税対象外の人は特別徴収されます)
令和6年7月から令和7年5月分までの11か月間で毎月特別徴収が行われるため、
3万円 ÷ 11か月 = 2727.27...円 ÷ 2,727円ずつ毎月控除されます。



②事業所得者等

第1期分の納付額から控除されます。控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から控除されます。所得割から控除され、控除しきれない場合は給付措置が行われる見込みです。



3 注意点

適用要件がかなり細かくなっているので注意が必要です。

【1】同一生計配偶者や扶養親族の要件を確認しましょう。


- ・同一生計配偶者は合計所得金額が48万円以下の人で非源泉控除対象同一生計配偶者も含まれます。
- ・非源泉控除対象同一生計配偶者は配偶者控除等申告書で把握できる場合を除き、「年末調整に係る定額減税のための申告書」を提出してもらうことで把握し、原則、年末調整で控除しますが、令和6年6月1日以後の最初の給与支払い日までに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出してもらえば減税額の計算の対象にすることが出来ます。
- ・扶養親族は、扶養控除等申告書に記載された人で、住民税に関する事項に記載された16歳未満の扶養親族も含まれます。
- ・住民税の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除します。

【2】給与等の明細書や源泉徴収票への減税額等の記載が必要!

令和6年6月1日以後に交付する給与等の明細書に所得税から控除した定額減税額の記載が必要です。また、年末調整をして作成する源泉徴収票の摘要欄に、①所得税の定額減税控除済額および控除しきれなかった額と②合計所得金額が1,000万円超である減税対象者の同一生計配偶者分の控除を実施した場合はその旨の記載が必要です。

【3】給与所得者が主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるかを自分で決めることは出来ません。また給与の支払者の判断で定額減税の適用を行うかの判断も出来ませんので強制適用となります。2ヶ所から給与の支払いを受けている場合は主たる給与の支払者のものでのみ控除を受けることとなります。


適用要件や申請はかなり複雑ですのでお困りごとがありましたらランドマーク税理士法人へご相談ください。




ランドマーク便り

メディア掲載情報


新聞




【日本経済新聞】
2月24日(土)朝刊 18面
「精算課税」で相続節税に
弊社代表 清田のコメントが掲載されています。



【朝日新聞】
3月27日(水)朝刊 8面



【読売新聞】
3月27日(水)朝刊 5面



【日本経済新聞】
3月27日(水)朝刊第2部 10A面
「公示地価特集」にランドマーク税理士法人監修の税務記事が掲載されています。

6月 ☺ セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

6月 **あなたの保険は大丈夫? 生命保険を活用したもめない相続対策**
※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。

6月24日 日 14:00~16:00 新横浜会場
TEL:045-350-5605

税務無料相談会 ※すべて14:00~16:00開催

- | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 6月20日 日 新宿会場
TEL:03-6709-8135 | 6月20日 日 池袋会場
TEL:03-5904-8730 | 6月20日 日 丸の内会場
TEL:03-6269-9996 |
| 6月20日 日 武蔵小杉会場
TEL:044-281-3003 | 6月20日 日 朝霞台会場
TEL:048-424-5691 | 6月20日 日 横浜駅前会場
TEL:045-755-3085 |
| 6月20日 日 みなとみらい会場
TEL:045-263-9730 | 6月20日 日 町田会場
TEL:042-720-4300 | 6月20日 日 湘南台会場
TEL:0466-86-7025 |

ショート動画はコチラ!
弊社税理士 清田幸佑が
【生命保険を活用した相続対策】
についてポイントを解説します!



こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>
※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

みなさん、アートはお好きですか?
万人が知っているような著名な作品以外にも、様々な展示会が都内で行われていますよね。隣のなんだか賢そうな人が、それまで自分にとってよくわからなかったオブジェをみて、「素晴らしい…」といった瞬間それが素晴らしく見える体験をしたことありませんか?
本来のアートの定義とは「表現者あるいは表現物と、鑑賞者が相互に作用し合うことなどで、精神的・感覚的な変動を得ようとする活動。」だそうで、平たく言えば、「作った人と、それを見る人がいいな」と共感できれば、それはアートということ

です。
そうは思っていない、作品の値段、作品の歴史的背景、作品に対する世間の評価等、色々混ざってしまい、自分の感じる「いいな」という思いについて自信を失いかけてしまうことがあります。
高い物でも安い物でも、これは嫌い!これは好き!と、はっきり言えた方が自分の素直な感性で目の前の作品を楽しんでいる証拠ですから良いと思いますが、なかなか難しいですね…。
ついつい頭でかちになりがちですが、クリアな目線で純粋にこれはいいものだ!と評価できるようになればいいと思う今日この頃です。

相続で遺産分割が長引いた場合の問題点

～10年経過後の遺産分割ルールを改正確認しましょう～

今回は石丸(国税OB)が伝えます!



父が亡くなったため相続税の申告をしなければなりません。現在、遺産分割協議を進めている最中ですが、兄弟間でもめてしまい、遺産の分割が決定するまで時間がかかりそうです。この場合、相続税の申告をするにあたって何か問題はあるのでしょうか。

法律上いつまでに遺産分割を行わなければならない、という決まりはありませんが、**相続税の申告期限(相続開始の翌日から10ヶ月以内)までに分割が確定しない場合は、下記のとおり各種特例を受けられない、といったデメリットがあります。また、遺産分割が確定していない場合でも、相続税の申告は期限内に済ませなければなりません。**



解説

1 分割が確定しない場合のデメリット

相続税の申告期限内に遺産分割が決まらなかった場合、不利になる点は以下のとおりです。

(1) 配偶者の税額軽減の特例が受けられない

配偶者の税額軽減の特例とは、被相続人の配偶者が相続した財産については、法定相続分(または1億6,000万円とのどちらか多い金額)以下である場合には配偶者に相続税がかからないという制度です。

(2) 小規模宅地等の評価減の特例が受けられない

小規模宅地等の評価減の特例とは、遺産のうち居住用や事業用に供されていた宅地等(適用要件あり)は以下の面積を限度としてその土地の相続税評価額を大幅に減額できる制度です。

相続開始直前における宅地等の利用区分		選択特例対象宅地等	限度面積	減額される割合	課税対象割合
被相続人等の事業用宅地等	事業用(貸付事業以外)	① 特定事業用宅地等	400㎡	80%	20%
	貸付事業用の宅地等 同族法人等(貸付事業以外)への貸付で一定の条件に該当する場合	② 特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%	20%
	貸付事業用(同族法人等への貸付で②に該当しない場合を含む)	③ 貸付事業用宅地等	200㎡	50%	50%
被相続人等の居住用宅地等		④ 特定居住用宅地等	330㎡	80%	20%

(注) 選択する特例対象宅地等の組合せにより、限度面積の判定があります。

(3) 農地の納税猶予の特例の適用が受けられない

農地の納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続等により取得した農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合に、一定の要件の下に相続税額の納税を猶予するという制度です。

(4) 相続税の物納ができない

相続税では、税金を金銭で納付することが困難な場合、一定の相続財産(有価証券や不動産等)を金銭に代えて納める「物納」が認められています。

(5) 非上場株式等の納税猶予が適用できない

会社の後継者である相続人等が、相続等により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を運営していく場合には、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等に係る課税価格の80%又は100%に対応する相続税の納税が猶予されます。

2 「配偶者の税額軽減」「小規模宅地等の評価減」を遡って適用を受けるためには

この2つの特例は、次の手続きを行えば、適用を遡って受けることができます。当初の申告時には、未分割財産について、これらの特例の適用を受けることはできませんが、

- ① 相続税の申告書に「**申告期限後3年以内の分割見込書**」を添付して提出しておけば、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます。この場合、分割が行われた日の翌日から4か月以内に「更正の請求」をすれば納めすぎた税金が還付されます。
- ② なお相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されている等一定のやむを得ない事情がある場合は、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに、「**遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書**」を提出する必要があり、所轄税務署長の承認を受けた場合には、判決の確定の日など一定の日の翌日から4か月以内に分割されたときに、これらの特例の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、分割が行われた日の翌日から4か月以内*に「更正の請求」を行う必要があります。 ※ただし、配偶者の税額軽減については、申告期限から5年経過した日とのいずれか遅い日でよい。

3 分割期限の目安

遺産が未分割の場合、上記の特例が受けられないため申告時に納付する相続税総額が多額になってしまいますので、申告期限内に遺産分割を決めてしまうのが一番です。それがどうしても困難な場合の目安を考えると、**②** ①の規定や、相続した財産を申告期限後3年以内に売却した場合の「相続税の取得費加算の特例」制度があることを考慮して、遅くとも申告期限後3年以内には遺産分割を決めるのが税法上有利といえます。

4 10年経過後の遺産分割ルールの改正

遺産分割をする際には、法定相続分等を基礎としつつ、個別の事情(例えば、生前贈与を受けたことや療養看護等の特別の寄与をしたこと)を考慮した「**具体的相続分**」を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過すると算定が困難となるため、改正民法により、相続開始後10年を経過した後にする遺産分割は、原則として**具体的相続分を考慮せず、法定相続分(又は指定相続分)によって画一的に行うこと**とされました。(相続人の合意がある場合は除く。)施行日(令和5年4月1日)前に開始した相続についても新ルールが適用されます(施行時から5年間の猶予期間あり)。具体的相続分を考慮することにより取得財産が増える方等は特に、早目に分割協議を完了させることが今後の注意点となるでしょう。

5 申告期限内に遺産の分割が決まらない場合の申告方法

相続税申告書の提出期限までに遺産の分割が決まらない場合は、民法で規定する相続分により取得する財産と承継する債務の金額を計算し、期限内に申告をします。後日、分割協議が終わり次第、改めて税額計算をし、次の様に申告することになります。

- ・ 初回申告時より税金が増えた場合 → 「修正申告書」を提出し、追加の税額を納めます。
- ・ 初回申告時より税金が減った場合 → 「更正の請求」をし、過払い税金が還付されます。

6 遺言書の重要性

申告期限までに遺産が未分割の場合、デメリットだけでなく、精神的、経済的な負担も大きくなりますので、円滑な相続のためにも遺言書を作成しておくといでしょう。

遺言書の作成を検討している場合はぜひランドマーク税理士法人までご相談ください。

営業職
必見!

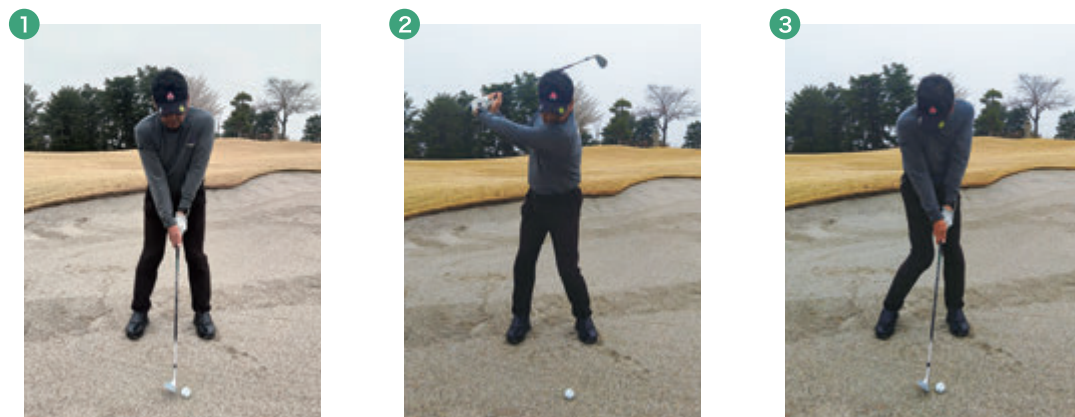
ゴルフの 心髄



第70時限 右つま先の威力

ゴルフ場によってバンカーの砂の性質や硬さは様々です。全体的に硬めでややドロ砂っぽいものや、表面はパリッと硬めでその下は柔らかめなもの、砂時計の砂のようにキメが細かくサラサラの砂等があります。今回は特に全体的に柔らかめで砂の量が多く、一般的に難しいとされるバンカーショットを例にあげてみます。

柔らかい砂のバンカーショットの場合、通常の構え方では比較的クラブヘッドが砂の中にもぐり込みやすく、飛距離が期待できません。①②③
クラブフェースをねかせて、サンドウェッジ特有のバランスなるものを意識して振るというセオリーはあるものの、あまり上手くいったことが無いように思います。



そこでクラブヘッドの意識ではなく、構え方を変形させて、男女問わず系統的に柔らかい砂のバンカーから脱出できる確率の高い方法が次のドリルです。

通常の構えから、まず右足カートを中心にしてつま先を約45°程開きます。この状態からテークバックに入ると、骨盤の回旋運動がスムーズになり、かなり深いトップオブスイングが完成されます。

ダウンスイングでは、右つま先を含む右膝が外側に引っ張られながら右半身が下りてくる為、右肩が突っ込むことなく地面に対してクラブヘッドが鈍角でインパクトがむかえられます。



骨盤の回旋運動が深くなる。

右肩が突っ込まず、クラブヘッドが鈍角に入り、砂表面をうすく削り取るようにクラブヘッドが抜けていく。

★バンカーショットは地面(砂)にむけて鋭角に打ち込むもの、という概念から表面の砂をうすく削り取るというイメージを追加して下さい。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級